

家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

この要綱案は、民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 34 号）の施行に伴い、家事事件手続規則の改正が考えられる事項を整理したものである。

この要綱案中、「法」とあるのは、家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）をいう。

1 特別養子縁組の成立の審判事件に関する改正

第 93 条を次のとおり改めること（下線部が改正部分である）。

（特別養子縁組の成立の審判の申立書の記載事項等・法第 164 条）

第 93 条 特別養子縁組の成立の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申立人が特別養子適格の確認の申立てを同時にすることなく特別養子縁組の成立の申立てをする場合において、養子となるべき者について児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判が確定しているときはその旨並びにその審判事件が係属しているときは当該審判事件が係属している裁判所及び当該審判事件の表示

二 養親となるべき者による養子となるべき者の監護の開始の年月日、開始の経緯及び開始後の状況

三 児童相談所又は養子縁組をあっせんする事業を行う者（以下この号、第 4 項及び次条第 1 項第 2 号において「児童相談所等」という。）のあっせんの有無並びにそのあっせんが行われたときは当該児童相談所等の氏名又は名称及び住所

2 養子となるべき者について、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てについての審判が確定したとき、又は児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立てが取り下げられたときは、特別養子適格の確認の申立てを同時にすることなく特別養子縁組の成立の申立てをした者は、その旨を家庭裁判所に届け出なければならない。

- 3 特別養子縁組の成立の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、養親の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 4 特別養子縁組の成立の申立てについての審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該特別養子縁組のあっせんを行った児童相談所等及び当該特別養子縁組について家庭裁判所からの嘱託に応じて調査を行った児童相談所に対し、その旨を通知しなければならない。
- 5 特別養子縁組の成立の申立てを却下する審判が確定したとき、又は特別養子縁組の成立の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該申立てをした者の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件の記録の存する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

2 特別養子適格の確認の審判事件に関する改正

第93条の次に次の1条を加えること。

(特別養子適格の確認の審判の申立書の記載事項等・法第164条の2)

第93条の2 特別養子適格の確認の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 養子となるべき者の父母の同意の有無及びその同意がないときは民法第817条の6ただし書に規定する場合に該当することを示す事情
- 二 児童相談所等のあっせんの有無並びにそのあっせんが行われたときは当該児童相談所等の氏名又は名称及び住所

2 特別養子適格の確認の申立てについての審判が確定したとき、又は特別養子適格の確認の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、直ちに、当該申立てをした者の申立てによる特別養子縁組の成立の審判事件の記録の存する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

3 法第164条の2第14項の規定により特別養子適格の確認の審判が効力を失ったときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該審判の告知を受けた者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件に関する改正

第2編第2章第19節の次に次の1節を加えること

第19節の2 児童福祉法に規定する審判事件

(児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の申立書の記載事項・法第234条等)

第120条の2 児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の申立書には、養子となるべき者の父母の同意の有無及びその同意がないときは民法第817条の6ただし書に規定する場合に該当することを示す事情を記載しなければならない。